



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 1 5 号 の 2

平成29年(2017年)10月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	1
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の休止について ( " )	2
○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	2
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	2
○市道の路線の認定について (道路管理課)	2
○市道の路線の廃止について ( " )	3
○市道の区域の決定について ( " )	3
○道路の供用の開始について ( " )	3

● 公 告	
○予防接種を行うことについて (2件) (健康政策課)	4
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (市街地再生課)	5
○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	5
● 教育委員会告示	
○平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (生涯学習課)	6
● 公営企業告示	
○水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について (お客さまサービス課)	6

## 告 示

●金沢市告示第307号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
金澤なかでクリニック	金沢市近岡町294番地7	平成29年7月1日
はら内科医院	金沢市米泉町4丁目22番地3	平成29年8月1日
キリン堂 高尾台薬局	金沢市高尾台4丁目23番地	平成29年8月1日
米泉アルプ薬局	金沢市米泉町4丁目23番地1	平成29年8月1日

●金沢市告示第308号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
中橋耳鼻咽喉科医院	金沢市香林坊2丁目4番5号 長寿ビル2F	平成29年7月20日

## ●金沢市告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	休止年月日
木田医院	金沢市小立野5丁目12番15号	平成29年4月1日

## ●金沢市告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770106019	ホームケア 結	金沢市別所町ラ 55番地26	合同会社結	平成29年8月4日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
1770106027	うちくるケア金 沢	金沢市大友2丁 目72番地	株式会社うちく る金沢	平成29年8月1日	訪問介護 介護予防訪問介護

## ●金沢市告示第311号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の 所 在 地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	障害児通所 支援の種類	主たる 対象者	指 定 年月日
1750102699	げんきプラス かなざわ	金沢市新保本3 丁目44番地	株式会社NS Y&Co.	野々市市三日 市1丁目255 番地	児童発達支援 放課後等デイ サービス	特定無し	平成29年 8月1日

## ●金沢市告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年10月2日から同月16日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1323	柿 木 畠 線 2号	柿 木 畠 10番 先から 柿 木 畠 1番 1先まで	
1617	平和町2丁目線23号	平 和 町 2 丁 目 142番 21先から 平 和 町 2 丁 目 142番 26先まで	
1617	平和町2丁目線24号	平 和 町 2 丁 目 142番 33先から 平 和 町 2 丁 目 142番 39先まで	
2904	粟 崎 4号 粟崎町4丁目線25号	粟 崎 町 4 丁 目 78番 151先から 粟 崎 町 4 丁 目 1番 11先まで	
3514	弓 取 14号 諸江町上丁線55号	諸 江 町 上 丁 530番 1先から 諸 江 町 上 丁 530番 3先まで	
3808	押 野 8号 矢木2丁目線27号	矢 木 2 丁 目 182番 4先から 矢 木 2 丁 目 248番 5先まで	
5054	森 本 54号 不動寺町線7号	不 動 寺 町 ホ 237番 1先から 不 動 寺 町 ト 369番 先まで	

## ●金沢市告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年10月2日から同月16日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1308	石引1丁目線枝1号	石 引 1 丁 目 449番 先から 石 引 1 丁 目 451番 先まで	

## ●金沢市告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年10月2日から同月16日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	柿木畠線2号	6.0～7.0	65
一般市道	平和町2丁目線23号	6.0	60
一般市道	平和町2丁目線24号	6.0	60
一般市道	粟崎4号粟崎町4丁目線25号	20.0～21.1	770
一般市道	弓取14号諸江町上丁線55号	6.0	37
一般市道	押野8号矢木2丁目線27号	6.0	72
一般市道	森本54号不動寺町線7号	8.8～19.0	370

## ●金沢市告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年10月2日から同月16日まで一般の縦

覧に供します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
平和町2丁目線 23号	平和町 2 丁目 142番 21先から	平成29年10月2日
	平和町 2 丁目 142番 26先まで	
平和町2丁目線 24号	平和町 2 丁目 142番 33先から	平成29年10月2日
	平和町 2 丁目 142番 39先まで	
弓 取 14号 諸江町上丁線 55号	諸江町 上 丁 530番 1先から	平成29年10月2日
	諸江町 上 丁 530番 3先まで	
押 野 8号 矢木2丁目線 27号	矢木 2 丁目 182番 4先から	平成29年10月2日
	矢木 2 丁目 248番 5先まで	

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

### 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者	平成29年10月2日から 平成30年3月31日まで	別表のとおり
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		

### 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

### 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
原 泰将	はら内科医院	金沢市米泉町4丁目22番地3

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成29年10月5日から平成30年3月31日まで	別表のとおり

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
加藤 象三郎	西インター内科・透析クリニック	金沢市高島2丁目181番地

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があつたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成29年10月2日から同月30日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	平成29年10月2日から同月16日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成29年10月2日

金沢市長 山 野 之 義

**教 育 委 員 会 告 示**

●金沢市教育委員会告示第9号

平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正し、平成29年10月15日から効力を有するものとします。

平成29年10月2日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第4項第2号の表中	金 沢 市 大 浦 公 民 館 集 会 所	を	金 沢 市 大 浦 公 民 館 ホ ー ル	に改める。
	34.49平方メートル		118平方メートル	
	常設電灯による点灯		常設電灯による点灯	
	10脚		1個 30脚	
			100脚	

**公 営 企 業 告 示**

●金沢市公営企業告示第27号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

平成29年10月2日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店 支店長 古川 達郎	愛知県名古屋市中区葵3丁目15番31号

2 委託した事務

水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務

3 委託した期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

平成29年(2017年)10月2日 印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)10月2日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄